

## 【第Ⅴ編】

### 建築関係工事における「週休2日交替制促進工事」試行要領 (建築関係工事編)

#### 1 目的

本要領は、福島県土木部が発注及び受託する建築関係工事における週休2日の取組において労務費の補正等の試行を行うために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

#### 2 用語の定義

##### (1) 週休2日交替制

週休2日交替制とは、技術者及び技能労働者が交替しながら休日を確保する取組をいう。

##### (2) 週休2日交替制促進工事

対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら、4週8休以上の休日を確保したと認められる工事をいう。

##### (3) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。  
なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間などは含まない。

##### (4) 休日率

対象期間内に現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の各々の休日日数の割合を算出し、それを平均する。

（休日率（%）＝技術者・技能労働者の休日日数（※）の割合（%）の平均）

※休日日数の割合＝（各技術者・技能労働者の休日日数）÷対象期間

##### (5) 技術者、技能労働者

施工体制台帳上の元請け及び下請けの技術者及び技能労働者を対象とする。ただし、非常勤（臨時）に従事する者は除く。

##### (6) 4週8休以上

対象期間内の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

#### 3 対象工事

社会的要請などの理由から週休2日交替制の実施が困難な工事等を除く全ての工事を試行の対象とする。

なお、本試行対象外工事であっても、受注者が週休2日交替制の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で試行の対象とすることが出来る。

#### 4 発注方式

発注者指定型（発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式）とする。

#### 5 積算方法等

##### (1) 補正方法

週休2日交替制促進工事において、以下の補正係数により労務費（予定価格のもと

となる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費、ただし見積り単価を除く）を補正する。

4週8休以上（休日率28.5%（8日/28日）以上）

1.05

(2) 積算及び変更方法

当初の予定価格から、4週8休以上を前提に(1)により労務費を補正して工事費を積算する。

休日率の達成状況を確認し、休日率が4週8休に満たない場合、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

6 対象工事である旨等の明示

発注者指定型の対象工事である旨等の明示を、入札公告（随意契約の場合は見積書提出通知）および特記仕様書等に記載するものとする。

7 休日率の確認方法

受注者より受領した休日率を確認できる既存の資料等（各技術者や技能者の休日実績が記載された工程表や休日等の安全教育訓練などの記録資料等）を基に、休日率の実施状況を随時確認する。

8 工事成績評定について

福島県請負工事成績評定要綱に基づくものとする。

9 実施証明書

発注者は、週休2日交替制促進工事を実施し、その竣工検査に合格した受注者に対して、4週8休以上を達成した場合、福島県工事実施証明書発行事務運用基準に定める実施証明書を発行するものとする。

10 その他

(1) 週休2日促進工事の見える化

仮囲い等に週休2日交替制促進工事である旨を明示する。

(2) 適正な工期の確保

改修工事においては、全体工期にしわ寄せがないよう施工期間を確保するなど適正な工期を設定すること。

(3) 元請下請の取引の適正化

週休2日交替制促進工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、所管部署に対象工事の情報を提供するなど連携を密に行うものとする。

(4) アンケート調査等の実施

週休2日交替制促進工事を実施した場合はアンケート調査等を実施し、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を検討し、この促進につなげる。

附 則

この要領は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。